

平成28年度における繁殖雌牛の増頭対策の**内容が拡充**されました

中核的担い手育成増頭推進

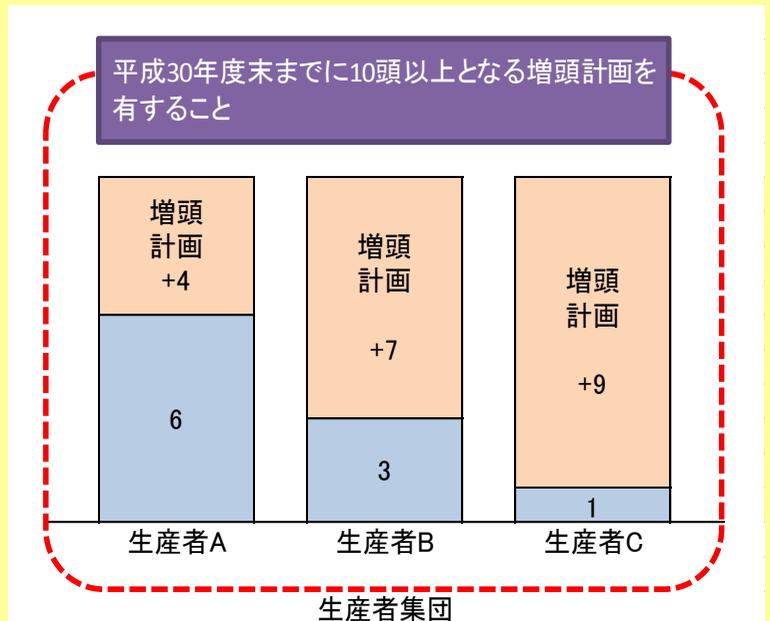
(繁殖雌牛の増頭に対して8万円/10万円の奨励金を交付する事業)

1 飼養頭数10頭未満の小規模経営への特例措置

繁殖雌牛の飼養頭数が10頭未満の生産者が、3～5戸程度の生産者集団を組織し、10頭以上の規模になって増頭した場合、奨励金の交付対象となります。

【事業の参加条件】

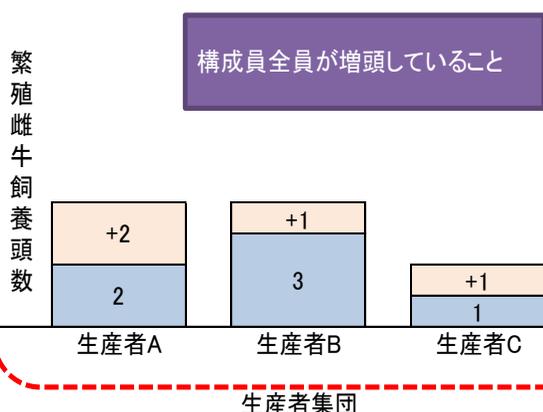
- ① 飼養頭数10頭未満の生産者3～5戸程度で生産者集団を構成し、構成員の飼養頭数の合計が10頭以上となること
- ② 平成30年度末までに、構成員全員が飼養頭数10頭以上に規模を拡大する計画を有すること
- ③ 平成30年度末まで、原則として構成員の変更を行わないこと
- ④ 構成員全員が、事業実施年度の前年に繁殖雌牛の飼養頭数を維持又は増頭していること



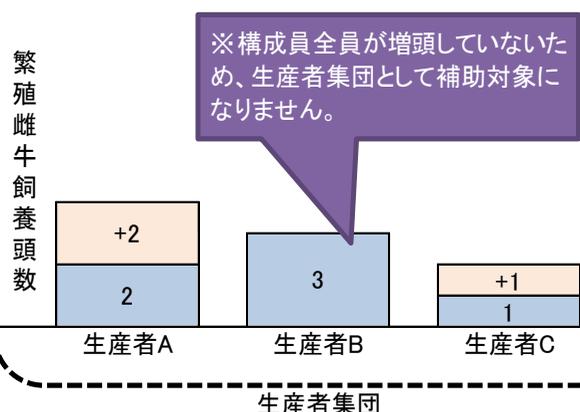
【奨励金交付条件】

生産者集団の構成員全員が増頭すること

補助対象になる場合



補助対象にならない場合



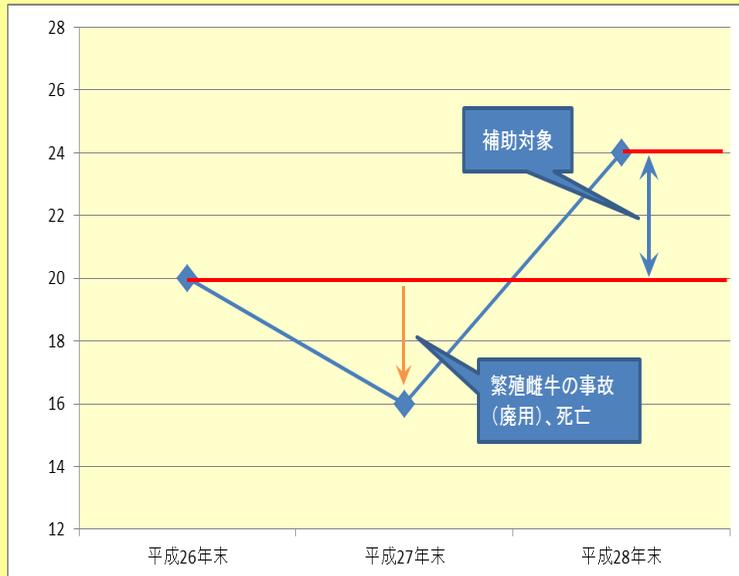
2 事故等により飼養頭数を維持できなかった者への特例措置

繁殖雌牛の事故等により飼養頭数が減少した場合でも、事業に参加することが可能とします。

ただし、奨励金の交付対象は、前々年の飼養頭数からの増頭分とします。

【事故等の内容】

繁殖雌牛の事故等とは、生産者の責めに帰さない事由による病気、事故により、繁殖雌牛が死亡又は廃用等することになった場合



3 繁殖雌牛の奨励金交付対象の拡大

繁殖雌牛として仕向けるために雌子牛を導入・自家保留した場合、12月31日時点で満9か月齢に達していれば奨励金の対象になります。

繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備

1 簡易牛舎の整備における特認単価の設置

簡易牛舎整備に係る採択基準については、28年度以降も原則コスト分析の基準額20千円/㎡を上回っていないこととしますが、地域の実情等やむを得ない事由によりコスト分析の基準額を超えて施行する必要がある場合、都道府県知事と協議の上、機構理事長が必要性を認めた場合には、特認単価（23千円/㎡）を上限として整備することができるものとします。※補助率は1/2以内です。

	平成27年度	平成28年度
基準単価	20千円/㎡以下	20千円/㎡以下 特認単価 23千円/㎡以下
その他基準	1 施設面積： 木造 500㎡以下 鉄骨 200㎡以下 1 頭当たり 13㎡以下	同左

◇本件に関するお問い合わせ先◇

公益社団法人新潟県畜産協会（担当：業務課 荒井）
（電話：025-234-6782 FAX：025-234-7045）